

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

(全社公表)

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
伊予商運株式会社	代表取締役社長	中村 仁	愛媛県	運送業	http://www.ichimiya.co.jp/iyosho/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2019年9月30日
-------	------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	荷主に対して荷待ち時間や運転者の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯作業の廃止を継続して要請します。
2	A	⑦	運転以外の作業部分の分離	荷主に対して運転以外の附帯作業の分離を要請します。
3	B	②	運賃と料金の別建て契約	運転契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします
4	C	①	契約の相手方を選定する際の 法令遵守状況の考慮	同業協力会社を選定する際には、関係法令の遵守状況を最優先事項として考慮します。
5	D	①	荷役作業の安全対策	荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、取引先との協議を積極的に行い、安全確保を推進いたします。
6	D	②	異常気象時等の 運行の中止・中断等	台風・豪雨・豪雪・地震等が発生した際やその発生が予測出来る際においては、確実に安全が確保出来る運行計画に変更あるいは中止・中断等を行います。
7	F	③	法令遵守の取組み	社内安全品質推進部により定期的に社内運行監査を実施し、拘束時間や速度超過等の遵守状況、100%遵守に向けた取り組みの助言指導を行い、安全運行の確保を継続して参ります。

PR欄

伊予商運株式会社は事業活動を通じて、地域並びに社会に貢献するとともに社員一同の喜び・幸せを創出することによって、企業としての社会的責任を果たして参ります。